

◎新潟県告示第972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年9月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水原亀田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市分田字三本柳44番1から	新	9.5～55.0メートル	10,348.5メートル
同市上黒瀬字前川原54番まで	旧	6.5～36.4メートル	5,850.1メートル

備考 路線の重用

一部区間一般国道49号、一般国道460号、県道新潟安田線、県道新潟水原停車場線と重用